



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

特別支援教育



特別支援教育

- 1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ
- 2 就学事務
- 3 小・中学校における特別支援教育

徳島県：“障害”を“障がい”と表記

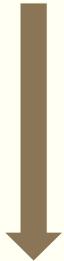
※法令、引用した文章では、「障害」と表記する。

1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

2003年（平成15年）3月

「特殊教育」



「特別支援教育」

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

特別支援教育特別委員会の設置

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」

2005年（平成17年）

1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

【学校教育法】

第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、**特別支援学校**、大学及び高等専門学校とする。

1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

【学校教育法】

第六章 特別支援教育

第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条

特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

【学校教育法】

第七十四条

特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

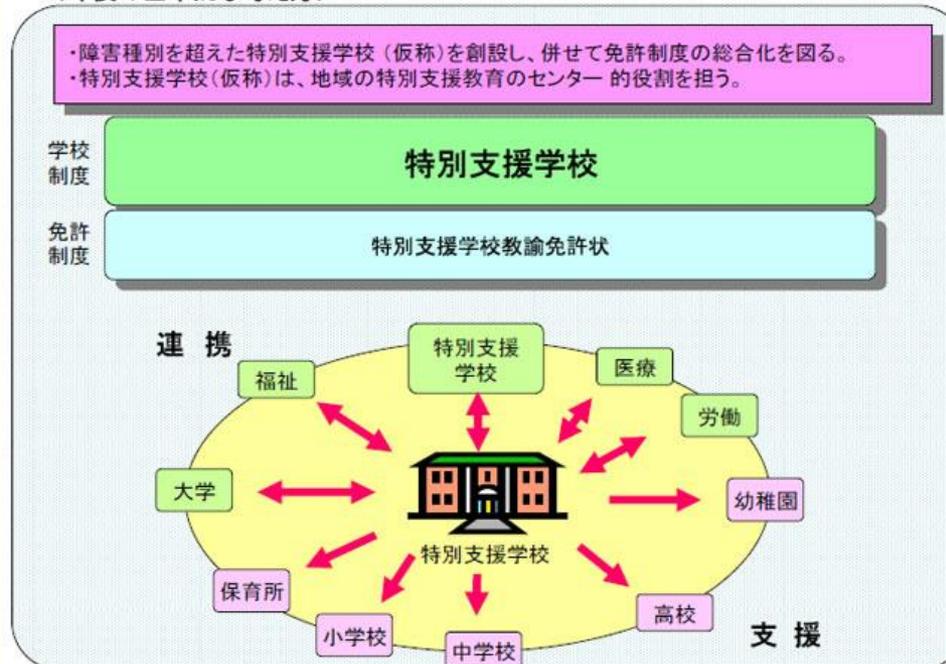
1 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

<現 状>



<今後の基本的な考え方>



2 就学事務

【地方自治法】

第一百八十条の五

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては
公平委員会

四 監査委員

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第二十一条（教育委員会の職務権限）

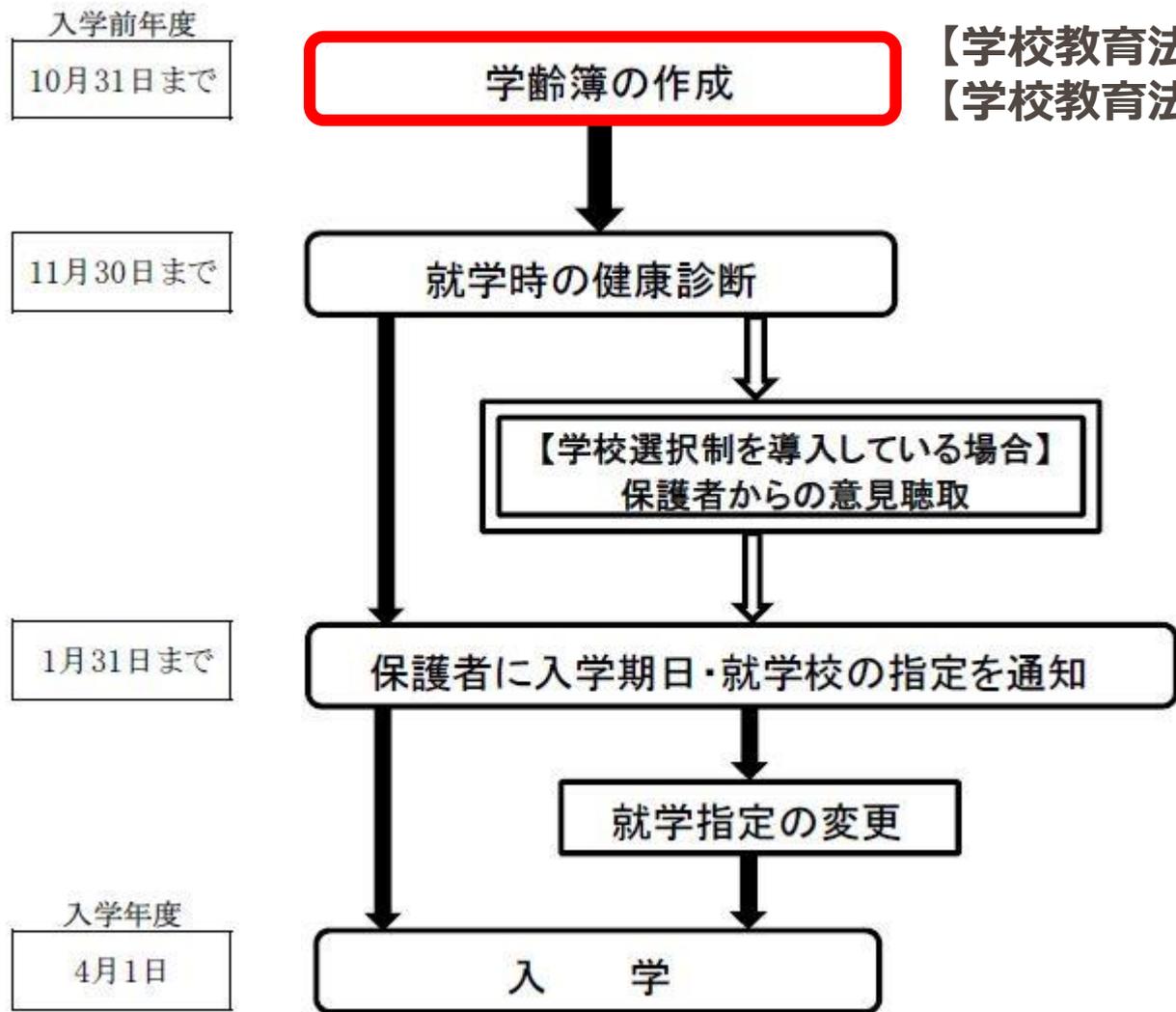
教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

就学事務は、地方公共団体の自治事務

2 就学事務

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



【学校教育法施行令】第一条、第二条
【学校教育法施行規則】第三十一条

2 就学事務

【学校教育法施行令】

第一条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

第二条

市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

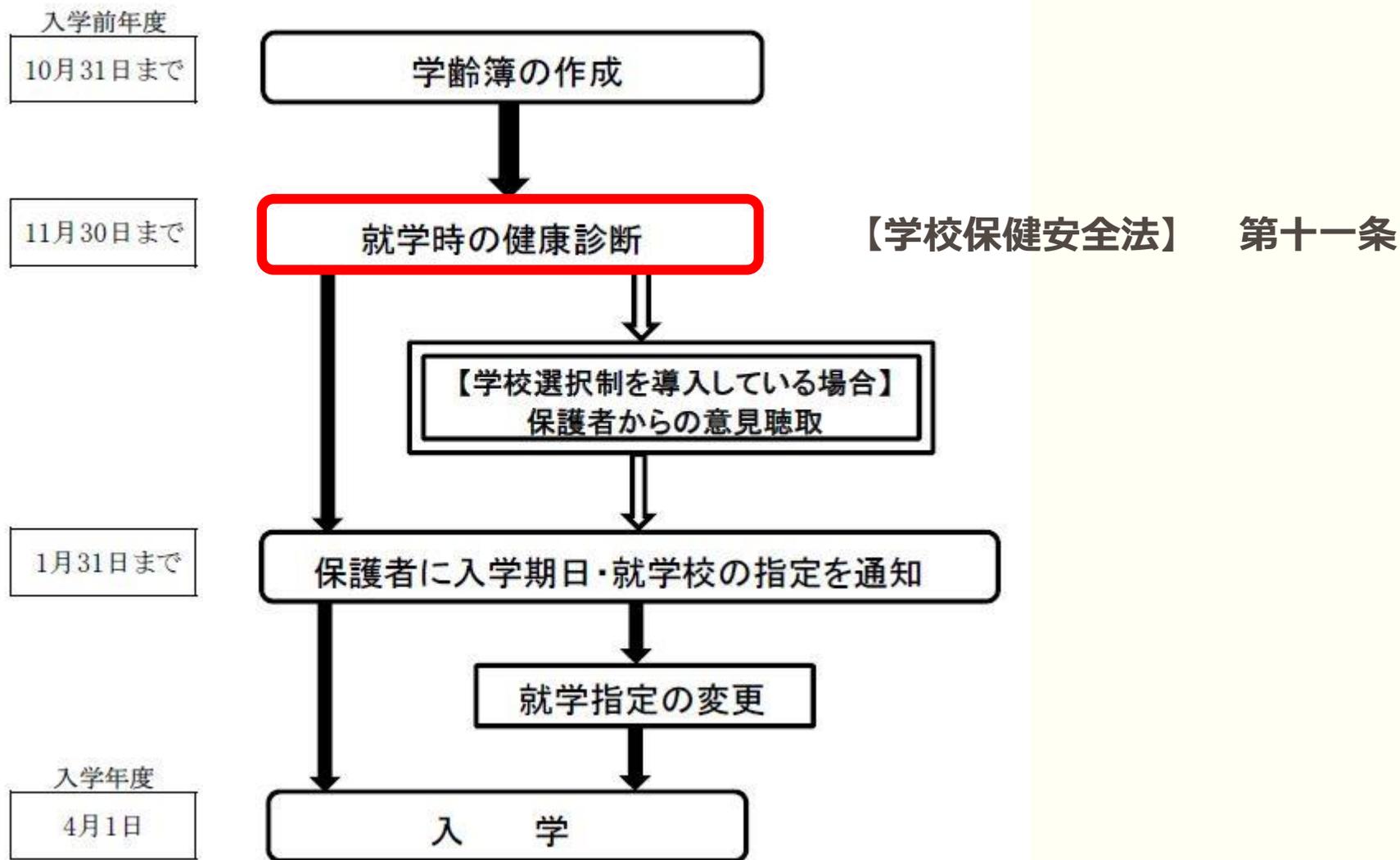
【学校教育法施行規則】

第三十一条

学校教育法施行令第二条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

2 就学事務

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



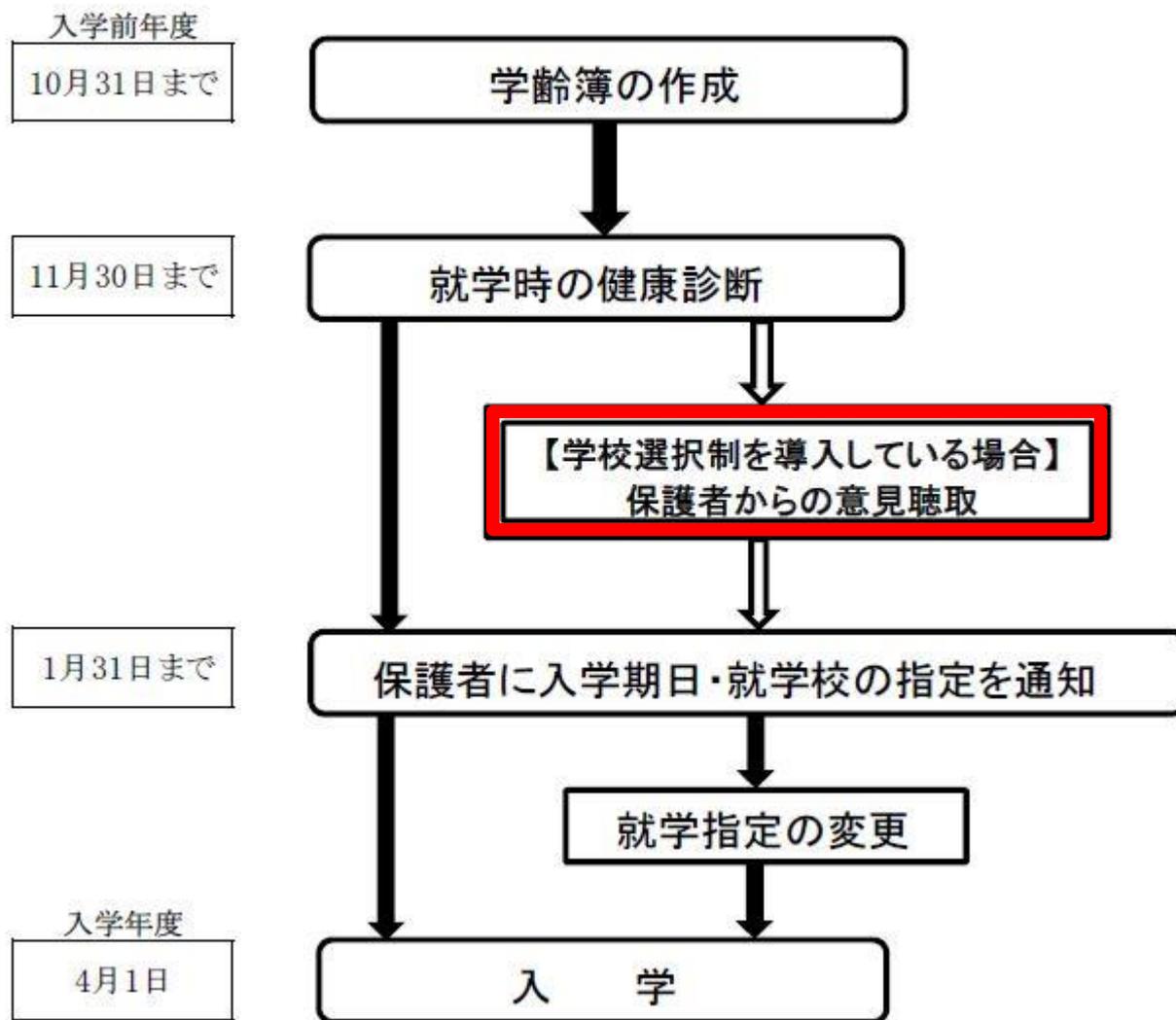
【学校保健安全法】

第十一条（就学時の健康診断）

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

2 就学事務

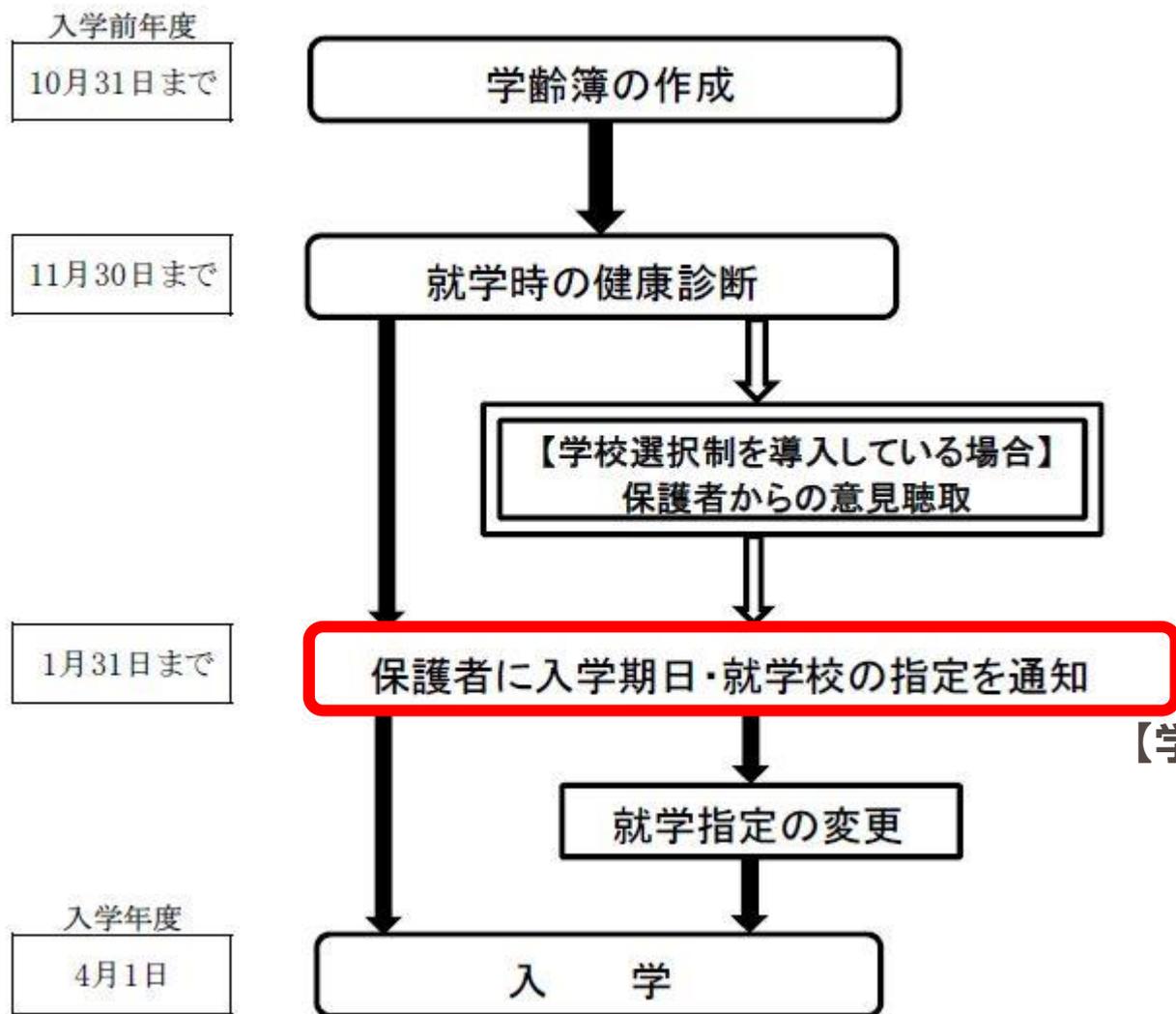
(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



【学校教育法施行規則】
第三十二条第一項

2 就学事務

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



【学校教育法施行令】 第五条

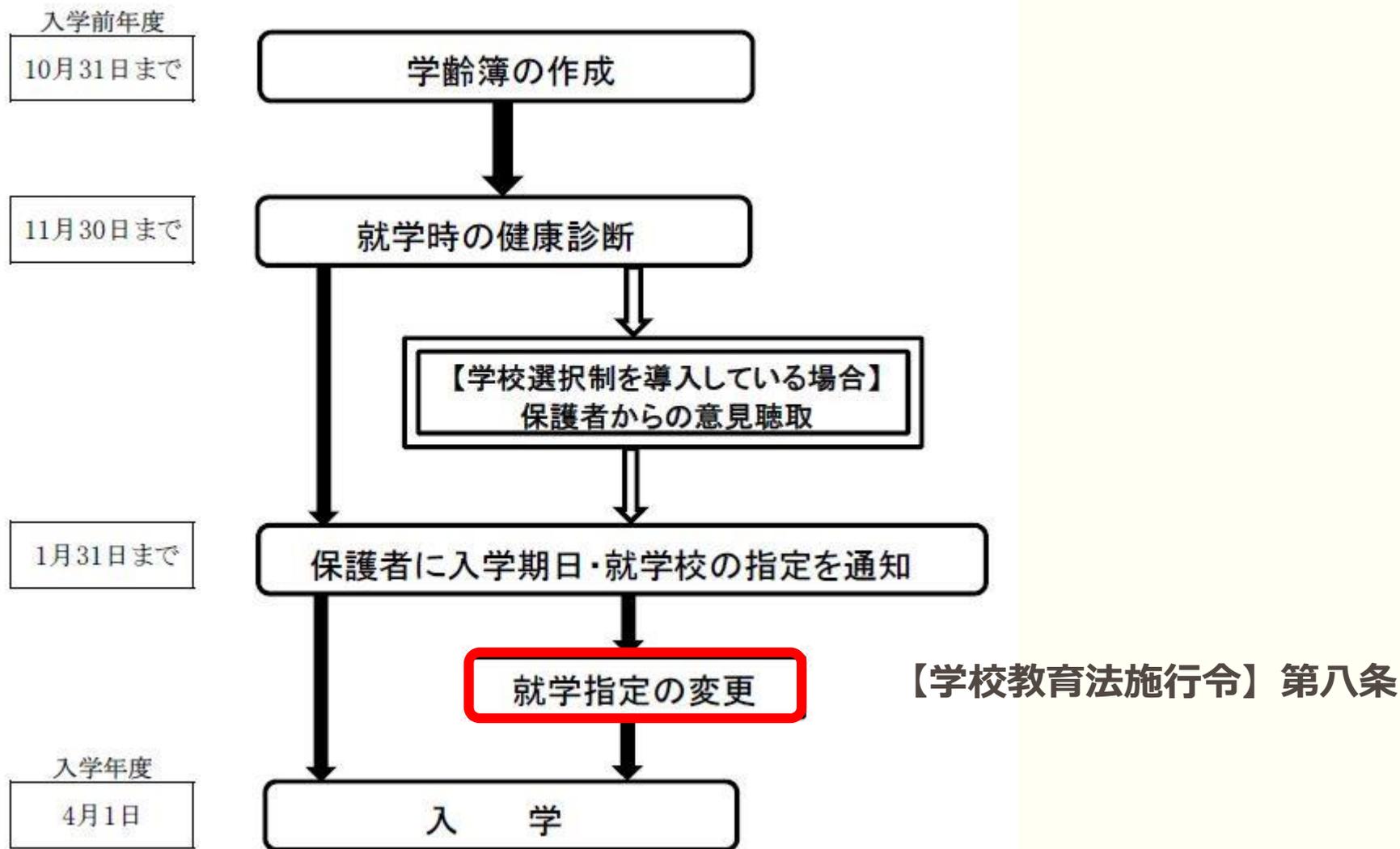
【学校教育法施行令】（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 就学事務

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



2 就学事務

<障害のある子供の就学先決定のモデルプロセス>

(市町村教育委員会)

準備段階

- 保護者への事前の情報提供
 - ・ 啓発資料の活用
 - ・ 先輩の保護者等の経験に学ぶ機会の設定
- 就学期における特別な支援が必要な幼児の把握
 - ・ 早期からの支援との連携
- 保護者への就学に関するガイダンス

~10/31 : 学齢簿の作成

(学校教育法施行令第2条関係)

~11/30 : 「就学時の健康診断」の実施

(学校保健安全法第11条関係)

検討段階

- 保護者面談
- 子供に関する情報の把握
- 学校見学や体験入学の実施
- 教育的ニーズ等の検討
 - ・ 保護者からの意見聴取
 - ・ 専門家からの意見聴取<教育支援委員会(仮称)>
- 個別的教育支援計画等の作成

決定段階 : ○ 市町村教育委員会による就学先の決定

総合的判断

【学校保健安全法】第十二条

【学校教育法施行令】
第十八条の二

【域内の小・中学校への就学で合意形成がなされている場合】

【特別支援学校への就学で合意形成がなされている場合】

~12/31 : その氏名などを都道府県教育委員会に通知

(学校教育法施行令第11条関係)

(都道府県教育委員会)

~1/31 : 小・中学校への入学
期日等の通知

(学校教育法施行令第5条関係)

~1/31 : 特別支援学校への入学期日
等の通知

(学校教育法施行令第14条関係)

【学校保健安全法】

第十二条

市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

【学校教育法施行令】

第十八条の二

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

2 就学事務

<障害のある子供の就学先決定のモデルプロセス>

(市町村教育委員会)

準備段階

- 保護者への事前の情報提供
 - ・ 啓発資料の活用
 - ・ 先輩の保護者等の経験に学ぶ機会の設定
- 就学期における特別な支援が必要な幼児の把握
 - ・ 早期からの支援との連携
- 保護者への就学に関するガイダンス

~10/31 : 学齢簿の作成

(学校教育法施行令第2条関係)

~11/30 : 「就学時の健康診断」の実施

(学校保健安全法第11条関係)

検討段階

- 保護者面談
- 子供に関する情報の把握
- 学校見学や体験入学の実施
- 教育的ニーズ等の検討
 - ・ 保護者からの意見聴取
 - ・ 専門家からの意見聴取<教育支援委員会(仮称)>
- 個別的教育支援計画等の作成

決定段階 : ○ 市町村教育委員会による就学先の決定

総合的判断

【学校保健安全法】第十二条

【学校教育法施行令】
第十八条の二

【域内の小・中学校への就学で合意形成がなされている場合】

【特別支援学校への就学で合意形成がなされている場合】

~12/31 : その氏名などを都道府県教育委員会に通知

(学校教育法施行令第11条関係)

(都道府県教育委員会)

~1/31 : 小・中学校への入学期日等の通知

(学校教育法施行令第5条関係)

~1/31 : 特別支援学校への入学期日等の通知

(学校教育法施行令第14条関係)

【学校教育法施行令】（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条

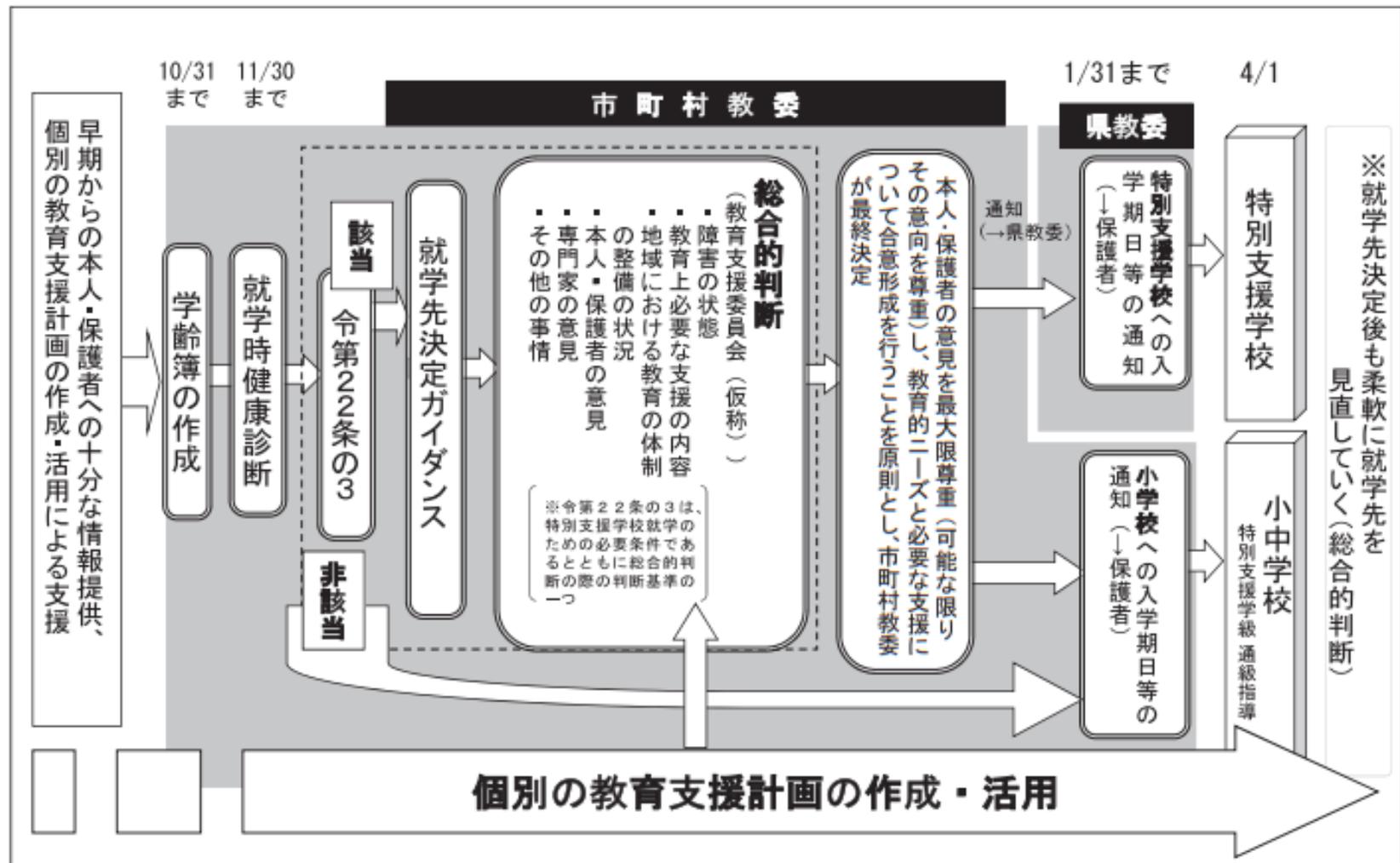
市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

第十四条

都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 就学事務

(2) 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成「教育支援資料」から引用

3 小・中学校における特別支援教育

【教育基本法】（教育の機会均等）

第四条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

3 小・中学校における特別支援教育

特別支援学級について

【学校教育法】

第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

3 小・中学校における特別支援教育

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け）（一部抜粋）

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

1 障害の種類及び程度

（ア～カ略）

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

3 小・中学校における特別支援教育

【学校教育法施行規則】

第百三十六条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、**十五人以下**を標準とする。

3 小・中学校における特別支援教育

【学校教育法施行規則】

第三百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第一百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第一百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第一百七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、**特別の教育課程によることができる。**

第三百三十九条

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、**他の適切な教科用図書を使用することができる。**

3 小・中学校における特別支援教育

通級による指導について

学校教育法施行規則**第百四十条**及び**第百四十一条**に基づき行う。

(学校教育法施行規則第百四十条より)

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

3 小・中学校における特別支援教育

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け）（一部抜粋）

1 障害の種類及び程度（ア、ウ～オ、ク略）

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（特別支援学級の場合）

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

3 小・中学校における特別支援教育

合理的配慮について

【障害者の権利に関する条約】

第二条（一部抜粋）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての
人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必
要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされ
るものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものを
いう。



特別支援教育の在り方に関する特別委員会（中央教育審議会初等中等教育分科会）

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を
享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要
かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、
その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるも
の」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面にお
いて、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

3 小・中学校における特別支援教育

「合理的配慮」の例

1. 共通

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
- 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- 障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- 一人一人の状態に応じた教材等の確保(デジタル教材、ICT機器等の利用)
- 障害の状態に応じた教科における配慮(例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等)

特別支援教育の在り方に関する特別委員会
(第3回) 配付資料より

3 小・中学校における特別支援教育

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)】 2016年(平成28年)4月施行

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等 (国公立学校)	禁止 (第7条第1項)	法的義務 (第7条第2項)
民間事業者 (私立学校)	禁止 (第8条第1項)	努力義務 (第8条第2項)

3 小・中学校における特別支援教育

特別支援教育コーディネーターについて

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」

平成29年3月

見直しの観点（一部抜粋）

3. 特別支援教育コーディネーター、いわゆる通級による指導の担当教員及び特別支援学級の担任など、関係者の役割分担及び必要な資質を明確化。

3 小・中学校における特別支援教育

役割

特別支援教育コーディネーターを校務として明確に位置付けることにより、学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと学校内の協力体制を構築するとともに、小・中学校又は盲・聾・養護学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る。

小・中学校の特別支援教育コーディネーター

- (1) 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整
- (2) 保護者に対する学校の窓口としての機能



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

特別支援教育

